

令和 8 年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内
に存する土地等の評価について（案）

標題のことについては、下記により取り扱うこととしたから、これによらるたい。

（趣旨）

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に相続、遺贈又は贈与により取得した土地等で、令和 8 年 1 月 1 日現在において原子力発電所周辺の帰還困難区域に設定されている区域内に存するものの評価を行う場合等の取扱いを定めたものである。

記

（用語の意義）

- 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 純資産価額方式 昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56、直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）185（（純資産価額））に定める 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する方式をいう。
 - (2) 評価対象法人 評価しようとする株式の発行法人又は出資に係る出資のされている法人をいう。
 - (3) 帰還困難区域 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条（（原子力災害対策本部長の権限））第 2 項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が帰還困難区域に設定した区域をいう。

（令和 8 年中に取得した避難指示区域内の土地等の価額）

- 2 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に相続、遺贈又は贈与により取得した避難指示区域内の土地等（令和 8 年 1 月 1 日現在において帰還困難区域に設定されている区域内に存する土地及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の価額については評価しない。

（令和 8 年中に取得した株式等を純資産価額方式により評価する場合における避難指示区域内の土地等の価額）

- 3 令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に相続、遺贈又は贈与により取得した株式及び出資を純資産価額方式によって評価する場合における評価対象法人が保有する避難指示区域内の土地等の価額については評価しない。